

新潟・国際協力ふれあい基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟・国際協力ふれあい基金事業（以下「ふれあい基金事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体、目的)

第2条 財団法人新潟県国際交流協会（以下「協会」という。）は、戦後50周年を機に、平和の尊さと国際協力の必要性に対する県民意識の一層の高揚と地域からの国際貢献の推進を図るため、新潟県との連携のもとにふれあい基金事業を実施するものとする。

(事業内容)

第3条 協会は、北東アジア地域を中心とするアジア地域、及びその他の当県とつながりのある地域を対象とした次の支援事業を行う。

一 活動の本拠地が新潟県内である民間団体、個人、企業が行う次の活動に対する助成

- (1) 対象地域の被災地における人道援助活動、開発途上地域における国際協力活動
- (2) 対象地域との国際協力に係る相互交流活動
- (3) 対象地域出身の人材を県内で育成する活動
- (4) その他理事長が必要と認める活動

二 対象地域の被災地若しくは開発途上地域を対象とした直接援助

2 協会は、第2条の目的を達するため、支援事業に関する報告会を開催するなど、必要な広報を行うものとする。

(財源)

第4条 前条の事業は、新潟県からの補助金及び県民からの寄付金からなる基金の運用益により実施する。

2 前項の基金は、協会の保有するその他の基金と区分して経理し、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用するものとする。

3 第1項の事業費に繰越が生じた場合は、翌年度の支援事業等の費用に充当する。

(審査委員会の設置)

第5条 第3条第1項の支援事業の実施に当たり、公平、公正を期するため、新潟・国際協力ふれあい基金事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会設置に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。